

アーツネットウェーブ 光セット契約約款

令和2年4月2日版

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社アーツネットウェーブ（以下、「当社」といいます。）は、このアーツネットウェーブ 光セット契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これによりアーツネットウェーブ 光セット（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更する場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。

2. 約款の変更、本サービスに関する重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行います。

(1) 当社ホームページへの掲載

(2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信

(3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送

(4) その他、当社が適切と判断する方法

上記の各方法において、掲載・送信・発送をもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3章 契約

第3条 (契約の成立)

本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が契約者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後の別途定める日とし、当社はサービス開始日を契約者に通知するものとします。

第4条 (本サービスの提供区域)

本サービスは、当社および特定事業者が別途定める提供区域において提供します。

第5条 (契約申し込みの承諾)

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービス利用申込者が、その本サービスに係る利用回線の契約者と同一の者でない場合。

(2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(3) 本サービスの利用申込者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある時。

(4) 第34条の定めに違反するおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条 (契約の変更)

契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2. 当社は前項の請求があったときは、第6条の定めに準じて取り扱います。

第7条 (契約者回線の移転)

契約者は、第5条に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。

2. 当社は前項の請求があったときは、第6条の定めに準じて取り扱います。

第8条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、本サービス利用申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第9条 (契約者の地位の承継)

法人の合併もしくは分割等により、契約者の地位の承継があった場合、契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

第10条 (権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第11条 (契約者が行う本サービス利用契約の解除)

契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

第12条 (当社が行う本サービス利用契約の解除)

当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することができます。

(1) 第15条の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。

(3) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。

2. 当社は、契約者が第15条第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第15条の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することができます。

3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することができます。

4. 当社は、前三項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第1項から第3項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第1項から第3項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。

第3章 利用中止等

第13条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または特定事業者の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第17条の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、当社が適当と認める方法により契約者に周知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することができます。

- (1) 料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 本サービス以外の当社のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第34条の定めに違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備の異常に対する当社の検査をを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (5) 前各号のほか、約款の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしましたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第4章 通信

第16条（通信利用の制限等）

当社および特定事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生またはそのおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することができます。

- 2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3. 前各項の定めによる場合のほか、当社および特定事業者は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することができます。
- 4. 当社および特定事業者は、1の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することができます。
- 5. 当社および特定事業者は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することができます。
- 6. 契約者は当社および特定事業者に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 7. 当社および特定事業者は、本条に定める通信利用の制限のため、通信に係る情報の収集、分析、蓄積を行うことがあります。

第5章 料金等

第17条（料金および工事等に関する費用）

当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

第18条（利用料金等の支払い義務）

契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。

2. 第15条の定めにより利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。

第19条（工事費の支払い義務）

契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消（以下、「取消等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2. 工事の着手後に取消等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払いを要します。

第20条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金を支払いを要します。

第21条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第22条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払いを要します。

第23条（債権の譲渡および譲受）

契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6章 保守

第24条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限ります。）を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第25条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第26条（契約者の切分責任）

契約者は、当社または特定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社または当社の業務を委託している者に修理の請求をしていただきます。

2. 契約者から請求があったときは、当社社または当社の業務を委託している者は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社および特定事業者は、前項の試験により当社および特定事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合に、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。
この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第27条（修理または復旧の順位）

当社は、当社または特定事業者が設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、当社または特定事業者が定める順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

第7章 損害賠償

第28条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の定めは適用しません。

第29条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

第30条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第8章 雜則

第31条（反社会的勢力に対する表明保証）

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第32条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を

その請求をした者に通知します。ただし、約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第33条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社または特定事業者が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。

(2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定めに違反して電気通信設備を亡失またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕の他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第34条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

(1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社が本サービス利用契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備が必要なときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第35条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社および特定事業者が別に定めるところによります。

第36条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第37条（附加機能）

当社は、契約者からの申込により、別に定めるところにより、附加機能を提供します。

ただし、附加機能の提供が技術的に困難なときは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その附加機能を提供できないことがあります。

第38条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、保守、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第39条（サービスの変更または廃止）

当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することができます。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第40条（準拠法）

この約款および契約の準拠法は日本法とします。

第41条（合意管轄）

本契約について訴訟の必要が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第42条（再委託）

当社の責任において、当社の指定する第三者に本サービスに係る業務を委託することができるものとします。

別紙 料金表

第1 条 (料金の計算方法等)

本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料金を料金月（1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます（以下同じとします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第2 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。

第3 条 (料金等の支払い)

契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じ、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

また、振込に要する手数料は、契約者が負担するものとします。

第4 条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、別の定めがある場合を除いて、サービス開始日から2年間とします。

最低利用期間満了前の解約（事業者変更含む）については、契約者は、残余期間分の利用料を、解約日の翌月末までに、支払うものとします。

第5 条

(消費税相当額の加算)

この約款の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

※1 本条において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）によるものとします。

※2 この約款の定めにより支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

第6 条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することができます。

【料金表】(全て税抜)

(1) 月額利用料

	通常料金	セット割 割引額	セット割 適用後料金
「光セット」ファミリー	5,130	-250	4,880
「光セット」マンション	3,300	-100	3,200

★「セット割」★

アーツネットウェーブの月払い契約対象サービスとのセットでのご提供の場合の割引サービスです。

※別途、セット提供する各サービス利用料が必要です。料金はサービスにより異なります。

(2) 初期費用

< 転用 >

転用手手続き費 ※1 契約ごと	3,000
-----------------	-------

< 転用時の品目変更 >

フレッツ光ネクスト間の品目変更工事費

区分	料金
ファミリー・マンション(ひかり配線方式)における「100M」「200M」「概ね 1G」間の変更 ※	2,000

異なるサービスタイプ間の品目変更工事費

移行元	移行先	料金、工事内容
【東】B フレッツ 各種*	「光セット」ファミリー	18,000 【派遣】

*:NTT 東日本エリアでは、B フレッツハイパーファミリータイプ/マンションタイプは「光ネクスト」に移行完了しています。

※ お客様の申込み内容、設備状況によっては、工事費や派遣有無が変更となる場合があります。

※ 「ひかり電話(オフィスタイプ含む)」は上記で 0 円になっている場合でも、工事費が必要となる場合があります。

< 新規 >

新規契約料 ※1 契約回線ごと	3,000	+	開通工事費(下記のうちいずれか)
-----------------	-------	---	------------------

[開通工事費(新規/移転)]

区分		料金
派遣工事 ※1 (工事担当者がお伺いする場合)	ファミリー: 下記以外の場合	18,000
	ファミリー: 光コンセント有りの場合	7,600
	マンション: VDSL 方式、 ひかり配線方式 下記以外の場合	15,000
	マンション: LAN 方式、 ひかり配線方式 光コンセント有りの場合	7,600
	無派遣工事 ※2 (工事担当者がお伺いしない場合)	2,000

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

- (1) 基本工事 (2) 交換機等工事 (3) 屋内配線工事 (4) ONU 工事 (5) 機器工事

※2 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

- (1) 基本工事 (2) 交換機等工事

・ お客様の申込み内容、設備状況によっては、工事費や派遣有無が変更となる場合があります。

<工事費における加算額>

- ・夜間帯および年末年始の実施工事の場合、以下の通り、割増工事費をいただきます。

対応時間	8:30-17:00	17:00-22:00	22:00-8:30
平日・土日祝日	1倍	1.3倍	1.6倍
年末年始 12/29-1/3)	1.3倍	1.3倍	1.6倍

- ・時刻指定工事(1時間ごとに設定可能)の場合、以下の料金を加算させていただきます。

対応時間	9:00～16:00	17:00～21:00	22:00～翌8:00
加算額	11,000	20,000	30,000

※工事費(基本工事費、時刻指定工事費はのぞく)の合計額が29,000円を超える場合は、29,000円までごとに、

加算額3,500円をいただきます。

- ・土休日等に派遣を伴う工事の場合、加算額3,000円をいただきます。

(3)転用時における「割引サービスの解約金」

- ・月額料金各種割引(「光もっと2割」「光はじめ割」「どーんと割」「にねん割」「ギガ推し!キャンペーン」)について
転用時及び転用後のどちらの場合においても、解約金の請求はございません。※自動解約となります
- ・「初期工事費分割払い 工事費残額の精算」について
転用時に、残額を一括でご請求させていただきます。
- ・「初期工事費割引の解約金」について
転用時には解約金の請求はございません。「光セット」への転用後、「フレッツ光」開始月より2年以内でご解約の場合
初期工事費割引の解約金のお支払いが下記の通り必要です。

【「初期工事費割引の解約金」(NTT西日本)】

区分		ご利用開始月から15ヶ月以内に 解約した場合		16ヶ月目以降 24ヶ月以内に解約した場合 (24ヶ月目の末日を除く)
工事の区分	フレッツ光ネクストのタイプ	H26.5月以前 の申込	H26.6月以降 H27.4月以前の申込	
派遣工事	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集 マンション・スーパーハイスピードタイプ集 マンションタイプ(VDSL方式)	20,000	20,000	10,000
	ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ マンション・ハイスピードタイプ マンションタイプ(ひかり配線方式)	20,000	19,000	10,000
	マンションタイプ(LAN方式)	6,000	5,500	3,000
	ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	10,000	10,000	10,000
無派遣工事	マンション・スーパーハイスピードタイプ集 マンションタイプ(VDSL方式)	18,000	18,000	10,000
	マンションタイプ(ひかり配線方式) マンション・ハイスピードタイプ	18,000	17,000	10,000

以上